

姫路市会開会

偽装ラブホテル出店規制 市が条例案提出

姫路市は9日開会した定例市会に、偽装ラブホテルの出店を規制する条例案を提出した。商業地

域内にある学校、公民館の周囲200メートル以内や住宅地域などで、設備基準を満たさないホテルの建築や修繕、用途変更ができないように規制する。

対象地域で、建築や修繕などをしようとする者に対し、建築確認申請前に、市長の同意取得を義務付ける。市長は、外部の専門家をつくる審議会の意見を聞き、同意するかどうか決める。

(坂本 勝)

1日から施行する。偽装ラブホテルは、ビジネスホテルとして自治体の許可を得ながら、事実上、ラブホテルとして営業している施設で、客と従業員が顔を合わせないような設備構造が多い。条例案は、客と直接対面できる玄関帳場がな

いなど、設備基準を満たさないホテルの建築や修繕、用途変更ができないように規制する。

対象地域で、建築や修繕などをしようとする者に対し、建築確認申請前に、市長の同意取得を義務付ける。市長は、外部の専門家をつくる審議会の意見を聞き、同意するかどうか決める。

規制対象の建築や修繕などをしようとした場合は、市長は中止を命じることが出来る。従わない場合は、対象者を公表することや、市職員の立ち入り検査などを定める。命令に違反した者は6カ月以下の懲役か30万円以下の罰金、立ち入り検査を拒んだ者には10万円以

下の罰金も定めた。市はこのほか、本年度一般会計補正予算案など20議案を市会に提出した。会期は26日まで。一般質問は15、16日。